

第5 弁護士会館の今後の課題

1 現状と課題

弁護士会館は、竣工後満20年を経過した。この間、司法改革をはじめ、日弁連・東京三会の弁護士会活動は拡大の一途をたどっている。

また、弁護士数も飛躍的に増加しており、ここ20年間で、弁護士数は、全国で約21,300人の増加、東京三会約9,700人の増加となっている。

【全国】

1995（平成7）年（会館竣工時）	約15,100人
2000（平成12）年（4月現在）	約17,100人
2015（平成27）年（4月現在）	約36,415人

【東京三会】

	東弁	一弁	二弁	計
1995（平成7）年	約3,350人	約1,740人	約1,860人	約7,150人
2000（平成12）年	約4,040人	約2,020人	約2,200人	約8,230人
2015（平成27）年	約7,478人	約4,576人	約4,840人	約16,894人

日弁連と東京三会の会務活動の活発化と拡大化および弁護士数の増加は、必然的に弁護士職員の増加をもたらす結果となる。

【弁護士会館内で働く職員数（嘱託・派遣等を含む）】

	日弁連	東弁	一弁	二弁	計
1995（平成7）年	80人	58人	25人	27人	190人
2000（平成12）年	116人	65人	30人	36人	247人
2015（平成27）年	301人	127人	58人	72人	558人

【2015〔平成27〕年内訳】

	正職員	嘱託	派遣	パート	その他
日弁連	173人	0人	20人	0人	研究員・看護師8人、 弁護士嘱託100人
東 弁	70人	14人	14人	22人	図書館職員7名
一 弁	43人	0人	2人	12人	契約職員1名
二 弁	52人	8人	2人	7人	アルバイト3名

弁護士会活動の活発化・拡大化・弁護士数の増加・職員数の増加が弁護士会館にとって、(1)「会議室不足」・「事務局スペース不足」、(2)「エレベーターの混雑・待ち時間の長さ」、(3)「会館全体のOA機器の統合化・合理化による効率的運用の必要性」、(4)一般会計から会館特別会計への繰入額の停止の必要性の有無、(5)4階の和室の会員の一時保育用へ提供、(6)会館設備の老朽化対策、(7)女性会員室利用方法の見直しといった問題点を生んでいるが、その他今後の問題としては、(8)20年目の大規模修繕に向けての取り組みがあげられる。

2 対策

(1) 「会議室不足」・「事務局スペース不足」

日弁連及び東京三会は、場合によっては、関連業務の活動拠点を別に設けることも含め、弁護士会館内で行うべき事業の優先順序を長期的展望に立って検討すべきである。

会館委員会では5階の会議室の利用状況について継続的に調査しているが、現状ではピーク時には100%に近い利用がある他、午前中や、週の前半などでも会議室の利用がかなりの頻度で行なわれるようになっており、空室が全日的に少なくなっていることもわかった。

とりあえずは、委員会の開始時期を午前中に出来ないか検討したり、必要以上に広い部屋を取るのではなく、人数に見合った部屋取りを利用者をお願いしたりするなどの対策を採ることが現実的な対応策と言える。

その他、近時浮かびあがってきたのは、会館業務の一部を別の拠点で行えないか、という観点からのいわゆる第2弁護士会館構想である。この点、東京弁護士会の今後の10年の問題点について会長より関連委員会や会員・会議に諮問がなされ、その中には、狭義の弁護士会業務と異なる研修業務を行う研修施設を別の場所に貸借する構想等が提案されている。今後も引き続いて、議論されるべき重要問題である。

(2) エレベーターの混雑の待ち時間の緩和

一昨年、エレベーター5基全てを一括して管理するソフトに変更し、10%程度の混雑・待ち時間の改善結果が出ている。今後は、利用時間が集中する正時前後10～15分間をずらす形で会議開始時間を設定する等の対策も併せて行なう必要がある。

ここ3、4年前からは、理事者からの要請もあり、いくつかの委員会に於いて開始時間を15分前後正時からずらして開始する例が見られるようになった。この取組みについては一弁、二弁、日弁連にも提案し全館的な取り組みに発展させたい。

20年目の大改修の検討ポイントとしても、エレベーターのスムーズな運用は主要議題に挙げられており、新たなソフトの見直しを中心に改善策がとられる見込みである。

(3) OA機器の改善

2009（平成21）年の東弁総会において、OA化を促進し、コンピューター管理の徹底による「会員サービスの効率化を目指す決議」が可決された。これとともに、光ファイバーケーブルの会館全体の導入等、OA機器のよりアップトウデータな改善が望まれる。この点、東弁での取り組みには、コストの問題もあり、二弁等の取り組みに比べて、やや遅れていたが、2010（平成22）年7月に事務局関係のOAの合理化が一応の形を得るに至った。

現時点では事務処理能力は、東弁が三会で一番優れているとも言われており、三会共催事業の事務の多くを東弁が担っている。

従前から指摘されていた「現場の使い勝手の良いOA」を目指し、関係者の意見を聴取し、出来る限り改良を重ねた結果であるが、たゆまぬますますの改良が望まれる。

(4) 会員が納付する一般会計から会館特別会計への繰入額

2004（平成16）年7月28日の東京弁護士会臨時総会決議により、同年4月1日以降、一般会費のうち、1人当たり月額3,500円を会館特別会計に繰り入れることとなっている（ただし、司法修習終了後4年目までの会員については、2年目までは繰り入れず、その後3年目と4年目は月額1,500円の繰入額とするとなっている）。

この繰入額がこれまで継続されてきた結果、会館維持管理会計の次期繰越収支差額は、2008（平成20）年度決算の段階で732,637,885円となっており、同会計の年間支出2億円弱の3倍以上となっている。

会館維持管理会計の目的からすると、同会計の収入は、基本的に当該年度の会館維持に必要な支出に見合うものでなければならないが、2008（平成20）年度の決算の実績において、32,744,523円の黒字であり、2009（平成21）年度から多摩支部の賃料3,200万円が追加支出となるとしても、さほど大幅な赤字となるとは考えられず、今後会員数の増加による会費収入増も見込めることから前記したような7億円を超える巨額の繰越金を貯蓄し続ける意義を見出し得るのか疑問とされていた。この点、2010（平成22）年度の臨時総会決議により、当分の間繰り入れを停止することになった。この措置は、一般会計が逼迫している昨今の東弁会計を一時的にであれ健全化させ収支の均衡を回復するためのカンフル剤となり、一般会計は黒字に転じている。

遂にこの繰り入れ停止による余剰金は、直近の2015年度の決算に於いて、15億7,200万円もの繰り越し残となって顕在化している。

このような異常な状態を解消するためにも、遅くとも2017年度までの繰り入れ停止に留め、それ以降は一般会計から会館維持管理会計への繰り入れを再開すべきである。

(5) 4階の和室を会員の一時保育用に使用する件

子供を持つ会員が十分な会務活動が出来るよう東弁としてバックアップすることは、当然の要請と言え東弁は2010（平成22）年度から開放に踏み切っている。

事前の予約についても、その要件はかなり緩和されている。

現状では、利用実情が少ないようであるが、今後は、より一層利用されるよう東弁に於いても広報にも努めて頂きたい旨希望する。

また、東弁ではシンポ等の行事の際の一時保育を業者に依頼する契約を締結予定である。

かような、積極的なバックアップは子供を持つ会員の一助となると考えられるので拡充していくことが望ましい。

(6) 会館設備の老朽化対策

1995（平成7）年に竣工した弁護士会館も2011（平成23）年段階で16年を経過し、東弁専用部分の各設備にもかなりの老朽化が目立つようになった。

そのため、東弁専用部分のほとんどのフロアのカーペットを貼り替え、508号室の椅子が重く移動が困難とされ、職員から何年も前から改善の要望が出ていた点も考慮したりして、5階508号室の椅子を軽くて移動しやすい椅子に取り替え、また、業務の効率化に資するよう事務局の椅子も全面的に取り替えた。

5階会議室のワイヤレスマイクも改善が必要なものについては取り替え、円滑な会議に資するよう改善した。

4階第2会議室のマッサージチェア3台も最新式であるが、値段的には廉価なものに取り替えるとともに女性会員室にもマッサージチェアを新たに設置した。

テレビも地デジ化に対応するよう、全て買い替えを行い、必要に応じて会員が映像情報を得られる態勢を整えた。

さらに、大震災以後の電力不足を踏まえ、今後は図書館施設の更新見直しの他、LED化の積極的導入が検討されて然るべきである。

(7) 女性会員室について

男女共同参画推進本部等から女性会員室の内部改築と、同室内での利用基準を改めるべきとの要望が出され、東弁では、女性会員室を利用する女性会員の多くの意見を聴取したうえで、必要と思われる設備の導入等を行っている。

今後もこういった女性会員室の利用促進はすすめていきたい。

(8) 20年目の大規模修繕に向けて

現在の弁護士会館は1995（平成7）年に竣工され、10年経過後の2005（平成17）年に1回目の大規模修繕工事が行われている。

その際には、建物の躯体・構造関係については大成建設株式会社、上・下水道等の配管・水廻り関係については新菱冷熱株式会社、OA・電気関係については株式会社きんでんと密接な検

討・打ち合わせの下に行われ、会館委員会委員を中心とする弁護士会チームが責任窓口として、費用対効果を厳密に検討し、準備期間も含め、約3年を掛けて無事に終了した。

この大規模修繕工事は、10年毎に行うこととされており、次回の20年目の大規模修繕工事は、2015（平成27）年から開始する予定であった。

ところで、第1回目の大修繕工事以後、東日本大震災の発生を教訓とする災害対策の必要性や、省エネ・エコ対策の必要性が新たに重視すべき検討課題として浮かびあがってきている。

東弁では今後毎年300名を超える会員増が続くことが予想され、弁護士会館をより安全かつ効率的で使い勝手の良いものに改善することが特に求められている。

この20年目の大改修工事に関し、四会会館運営委員会は2014（平成26）年2月14日付提案書を東弁、一弁、二弁、日弁連の四会に対し提案した。

同提案書は、20年目の大改修につき、10年目と同様に進めるべきとするものであるが、大改修工事につき、既存業者に随意契約で依頼することには強い異論も出された。

問題は、コストの増大を適正かつ合理的な範囲で如何に抑制することが出来るかという点ではあるが、適正手続の観点からは広く本会館規模の共同事務所ビルの大改修工事を行った実績のある業者を公募し、厳正、中立かつ、公平な入札手続を以って選定するべきとの意見が大勢を占めた。

この結果を踏まえ、四会会館委員会は、中立的なコンサルタント業者より助言を得て現在設計事務所と工事担当業者を入札手続きで選考する手続きに入っている。

会館特別会計からの多額の支出が予想されるこの20年目の大規模修繕工事については、単純に20年目という予定にこだわらず必要かつ十分な工事を順次進めていく必要がある。

東弁は一般会員にも、この活動の推移を随時報告すべきであり、全ての東弁会員が自己の問題として注目していくべき重要な問題と考えられる。